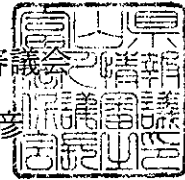


答申第 10 号
平成 24 年 12 月 18 日

富山県知事 殿

富山県個人情報保護審議会

会長 細川 俊彦



利用目的以外の目的のための保有個人情報の提供について（答申）

平成 24 年 12 月 17 日付け厚企第 1672 号、児青第 1537 号及び医務第 1543 号により諮問のあった標記のことについては、富山県個人情報保護条例第 45 条第 2 号の規定に基づき、次のとおり答申します。

記

本件諮問事案は、富山県個人情報保護条例施行規則第 5 条及び別表 3 第 8 項に規定する、「公益上の必要その他相当な理由があると認められる場合」に該当し、当該個人情報の提供は適切なものと認められる。

厚企 第 1672 号
児青 第 1537 号
医務 第 1543 号
平成 24 年 12 月 17 日

富山県個人情報保護審議会
会長 細川 俊彦 殿

富山県知事 石井 隆一



利用目的以外の目的のための保有個人情報の提供について（諮問）

下記の事案における富山県個人情報保護条例施行規則第 5 条及び別表第 3 第 8 項の規定による保有個人情報の提供について、貴審議会の意見を求めます。

記

臓器移植に伴う児童相談所及び厚生センターから医療施設に対する児童虐待に係る個人情報の提供



事務担当	厚生企画課	寺井主幹	内線 3411
	児童青年家庭課	島澤補佐	内線 3443
	医務課	五十嵐補佐	内線 3526

保有個人情報の利用目的以外の提供の制限の例外に関する事項について

(条例第9条第2項第6号並びに条例施行規則第5条及び別表第3第8項)

<p>所管室課所名</p>	<p>児童相談所（児童青年家庭課）及び厚生センター（厚生企画課）</p>
<p>目的外に提供する個人情報の内容</p>	<p>児童相談所及び厚生センターが保有する児童虐待に関する情報</p>
<p>提供の相手方</p>	<p>臓器移植法に基づき、18歳未満の児童の臓器を摘出しようとする医療施設</p>
<p>提供の理由、必要性等</p>	<p>臓器移植法の改正（H22年7月施行）により、本人の意思が不明な場合であっても遺族の承諾があれば臓器提供が可能となり、併せて15歳未満の小児からの臓器提供が可能となった。</p> <p>ただし、18歳未満の児童からの臓器提供については、厚労省で制定している「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針（ガイドライン）により、脳死・心臓死の区別に関わらず、虐待が行われた疑いがある児童が死亡した場合には、臓器の摘出は行わないこととされている。</p> <p>このガイドラインに従って、児童から臓器の摘出を行おうとする医療施設においては、虐待の可能性の有無を判断するために、児童相談所や厚生センター、市町村等に当該児童に係る児童虐待情報等を照会することとなる。</p> <p>虐待を受けた児童からの臓器摘出を防止することは公益上の必要があると認められることから、当該照会に対して児童相談所及び厚生センターから情報を提供しようとするもの。</p> <p>現在、富山県内で18歳未満の児童からの臓器提供を行う要件を備えた医療施設は、県立中央病院、富山大学附属病院及び厚生連高岡病院の3施設である。県立中央病院は個人情報保護条例第9条第2項第2号により、富山大学附属病院は同項第3号により、それぞれ情報提供できるが、厚生連高岡病院には対応できない。</p> <p>また、今後、県内の民間立医療施設が臓器移植の要件を備えた施設となりうることや、県外の民間立医療施設からの照会に対応する必要性も想定される。</p> <p>こうした個々の事案について個人情報保護審議会の意見を聞く暇がないため、事前に包括的に意見を聞こうとするもの。</p>
<p>その他参考となる事項</p>	<p>臓器移植法等の制度の概要等 別紙のとおり</p>

臓器移植法等の制度の概要

1 法令

H 9. 10. 16 「臓器の移植に関する法律」(臓器移植法) 施行 … 脳死後の臓器移植が可能になる

H22. 7. 17 臓器移植法の改正(※1) 全面施行 … 本人の意思不明でも家族承諾で臓器提供可
(15歳未満の脳死下臓器提供移植が可能になる。)

全面施行に合わせ、同法運用のためのガイドラインの改正(※2)、関連通知の発出(※3)

臓器移植法の改正(H22年7月施行)により、本人の意思が不明な場合であっても遺族の承諾があれば臓器提供が可能となり、併せて15歳未満の小児からの臓器提供が可能となった。

ただし、18歳未満の児童からの臓器提供については、厚労省で制定しているガイドライン(※2)により、脳死・心臓死の区別に関わらず、虐待が行われた疑いがある児童が死亡した場合には、臓器の摘出は行わないこととされている。

児童から臓器の摘出を行おうとする医療施設においては、臓器提供を行う施設が参照すべき指針の一つ(※4)において、同施設が虐待の可能性の有無を判断するために、児童相談所等に当該児童に係る児童虐待情報等を照会することが示されている。

<参考>

臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律(平成21年7月18日法律第83号)※1

附則第5項 政府は、虐待を受けた児童が死亡した場合に当該児童から臓器(臓器の移植に関する法律第5条に規定する臓器*をいう。)が提供されることのないよう、移植医療に係る業務に従事する者がその業務に係る児童について虐待が行われた疑いがあるかどうかを確認し、及びその疑いがある場合に適切に対応するための方策に関し検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

* 心臓、肺、肝臓、腎臓、脾臓、小腸、眼球(角膜)

↳ (国通知)

- ・ 「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針(ガイドライン)※2
- ・ 「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針(ガイドライン)における虐待を受けた児童への対応等に関する事項に係る留意事項について ※3

- ↳ { ・ 「脳死下臓器提供者から被虐待児を除外するマニュアル」※4
(平成21年度厚生労働科学特別研究事業)
- ・ 「子ども虐待診療の手引き」(日本小児科学会)

2 該当医療施設及び手順

(1) 富山県内で18歳未満の臓器提供が可能な医療施設

県立中央病院、富山大学附属病院、厚生連高岡病院

(2) 虐待を受けた児童への対応等

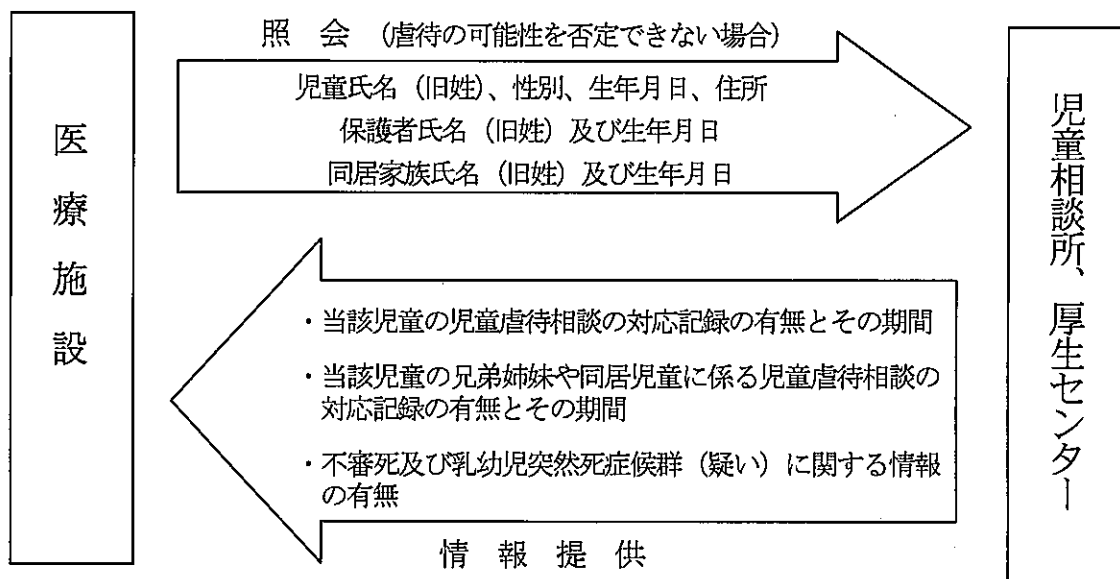
① 虐待の有無の確認方法

- ・ 医療機関による診察上での確認
- ・ 児童相談所等関係機関との情報共有

② 臓器提供を行う場合

- ・ 施設内の虐待防止委員会と診療経過等の情報共有を図る
- ・ 施設内の倫理委員会等の委員会で上記手続きを踏んでいるか確認

3 個人情報の流れ



4 富山県個人情報保護条例第9条との関係について

- ・ 児童相談所等が保有する児童虐待に係る個人情報は、児童虐待の対応を行うために取り扱うものであるが、本諮問案件は、死亡した児童について、虐待を受けた (疑いのある) 児童か否かを医療機関において判断するためのものであることから、目的外提供にあたる。
- ・ 本条第1項については、本諮問案件は臓器移植法の趣旨に合致していると考えられるものの、臓器移植法等の法令には児童相談所等が情報提供することについて義務として明記されていないことから、本諮問案件は、法令等に基づく提供にあたらぬ。
- ・ 同条第2項第1号については、児童本人が脳死状態にあると想定されるため、本人からの同意を得ることはできず、仮に保護者の同意で足るとしても、虐待が行われている場合、保護者に同意を求めることは不適切である。
- ・ 同項第2号については、同一の実施機関 (知事) の内部組織である県立中央病院以外の医療施設からの照会には対応できない。
- ・ 同項第3号については、本諮問案件は、医療施設が事業の遂行に必要な限度で情報を利用し、かつ相当な理由があると考えるが、本県内で該当するのは富山大学附属病院のみである。
(本年6月の富山大学附属病院における小児の脳死判定にあたっては、本号に基づき、児童相談所及び厚生センターから情報提供した。)
- ・ 同項第6号については、虐待をした親等の同意によって臓器提供されることを防ぐことが臓器移植法の趣旨であり、また、児童相談所等の関係機関からの情報提供を受けなければ、医療施設は虐待を受けた児童であるか否かの判断が困難であるから、当該情報提供には公益上の必要が認められる。

5 その他

H24. 11. 30付けで、国通知「児童虐待の防止等のための医療機関との連携強化に関する留意事項について」が発出された。当該通知は、臓器提供者となる可能性がある児童に関し、医療機関から児童相談所に対し虐待相談対応の有無等について照会があった場合に円滑に対応できるよう、事前に関係部署と協議しておく必要が明記されており、特に、個人情報保護条例については、あらかじめ個人情報の第三者提供に係る除外規定のいずれの条項に該当するか整理することや、必要に応じてあらかじめ個人情報保護審議会の諮問・答申手続きにより整理することが、留意事項として示されている。

関係通知等（抜粋）

「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針（ガイドライン）※2

第5 虐待を受けた児童への対応等に関する事項

このため、脳死・心臓死の区別にかかわらず、児童（18歳未満の者をいう。以下同じ。）からの臓器提供については、以下のとおりとし、虐待が行われた疑いがある児童が死亡した場合には、臓器の摘出は行わないこと。

2 虐待が行われた疑いの有無の確認について

- (1) 児童の診療に従事する者は、臓器の提供に至る可能性があるか否かにかかわらず、可能な限り虐待の徴候の有無を確認するよう努めること。また、その徴候が確認された場合には、児童からの臓器提供を行う施設においては、当該施設の患者である児童について、虐待対応のための院内体制の下で、虐待が行われた疑いがあるかどうかを確認すること。

「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針における虐待を受けた児童への対応等に関する事項に係る留意事項について ※3

2. 児童からの臓器提供を行う施設において虐待対応マニュアルを整備するに当たっては、以下に例示するような関係学会、行政機関等において作成された指針等を参照するものとし、当該マニュアル中に、参照した指針等を明記すること。

- ・「脳死下臓器提供者から被虐待児を除外するマニュアル」
(平成21年度厚生労働科学研究費補助金（厚生労働科学特別研究事業）「小児の脳死判定及び臓器提供等に関する調査研究」)
- ・「子ども虐待診療手引き」（日本小児科学会）

「脳死下臓器提供者から被虐待児を除外するマニュアル」※4

3) 虐待・ネグレクトを疑わせる情報

子ども虐待・ネグレクトを医療機関だけで診断することは非常に難しい。特に、脳死状態となり得るほど重症な症例の場合、児童相談所・保健所・保健センター・警察等の持つ情報は虐待・ネグレクト診断に不可欠であり、これらの機関への照会を怠らないことが肝要である。

児童虐待の防止等のための医療機関との連携強化に関する留意事項について

8 臓器提供に係る児童に関する児童相談所の関与の確認

臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律（平成21年法律第83号）附則第5項では、政府は、虐待を受けた児童から臓器が提供されることのないよう、虐待が行われた疑いがあるかどうかを確認し、及びその疑いがある場合に適切に対応するための方策に関し検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる旨規定されており、法律の趣旨として、虐待を受けた児童の臓器が提供されるべきではない旨が明確にされている。

これを踏まえ、医療機関で児童からの臓器提供が検討される場合、医療機関は、当該児童について虐待が行われた疑いがあるかどうかを確認する必要があるため、関係する児童相談所における当該児童に係る虐待相談対応の有無等について照会することも想定される。

このため、都道府県等の児童福祉主管部局や児童相談所では、臓器提供者となる可能性がある児童に関し、過去及び現在の児童相談所による虐待相談対応の有無等について児童相談所に照会があった場合に円滑に対応できるよう、照会の方法や個人情報保護条例上の整理等について事前に関係部署と協議しておく必要がある。都道府県等の衛生主管部局や医療機関から協議への協力を求められた場合には協力するようお願いする。特に、個人情報保護条例については、あらかじめ個人情報の第三者提供に係る除外規定のいずれの条項に該当するか整理することや、必要に応じてあらかじめ個人情報保護審査会の諮問・答申手続により整理することなどが必要となる。

臓器移植に伴う児童相談所における児童虐待情報等の取扱要領 (案)

第1 目的

この要領は、臓器の移植に関する法律（以下「臓器移植法」という。）に基づき、児童の臓器を提供しようとする医療施設に対して、児童相談所における当該児童の児童虐待相談記録等の情報を提供することにより、公正かつ適切な臓器提供の実施に資することを目的とする。

第2 定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の意味は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 臓器を提供しようとする医療施設

臓器移植法に基づき、児童からの臓器を摘出し、移植希望者に提供しようとする全ての医療施設

(2) 児童虐待

児童虐待の防止等に関する法律（以下「虐待防止法」という。）第2条に定義される児童虐待

(3) 兄弟姉妹

当該児童の実父・実母を親とする兄弟姉妹及び異父・異母を親とする兄弟姉妹

(4) 配偶者からの暴力

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「DV法」という。）第1条に定義される配偶者からの暴力（以下「DV」という。）

(5) 児童相談所長

富山児童相談所長及び高岡児童相談所長

第3 提供する情報の範囲

児童相談所長が臓器を提供しようとする医療施設に提供する情報は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 当該児童についての虐待相談としての対応記録の有無とその期間

(2) 当該児童の兄弟姉妹の虐待相談としての対応記録の有無とその期間及び不審死並びに乳幼児突然死症候群(疑い)に関する情報の有無

(3) 当該児童の家庭における DV 情報の把握の有無とその時期

第4 情報の提供を申し出ることができるもの

臓器移植法に基づき、臓器を提供しようとする医療施設

第5 情報提供の手続き

情報提供を求めようとする者は、別紙様式1（以下「依頼書」という。）に必要事項を明記し、児童相談所長に依頼しなければならない。

- 2 臓器を提供しようとする医療施設の主治医等が、脳死とされうる状態から心停止までに時間的猶予がないと判断する等、緊急に臓器の摘出及び提供を行う必要がある場合には、緊急に虐待の有無を確認する必要があるとした場合に、口頭による依頼も可能とする。なお、その場合は、事後に依頼書を速やかに提出することとする。
- 3 児童相談所長は、臓器を提供しようとする医療施設からの情報提供依頼を口頭で受理する場合には、臓器を提供しようとする医療施設一覧表との照合や折り返しの連絡を行う等、依頼を行う者の確認に十分留意すること。

第6 情報提供の方法

児童相談所長が第5項の依頼書を受理した場合の情報提供は、別紙様式2（以下「情報提供書」という。）により行う。

- 2 臓器を提供しようとする医療施設の主治医等が、脳死とされうる状態から心停止までに時間的猶予がないと判断する等、緊急に臓器の摘出及び虐待の有無に関する情報提供を行う必要があると児童相談所長が認めた場合は、口頭における情報提供も可能とする。
- 3 児童相談所長が口頭による情報提供を行った場合は、事後において当該臓器を提供しようとする医療施設に情報提供書を速やかに送付すること。

第7 その他

この要領の運用に当たっては、富山県個人情報保護条例の趣旨を尊重し、個人情報の適正な取扱いの確保及び個人の権利利益の保護を図ることに十分留意するものとする。

附 則 この要領は、平成24年 月 日から施行する。

別紙様式 1

第 号
年 月 日

富山県〇〇児童相談所長 殿

臓器を提供しようとする医療施設の長 印

児童虐待に係る情報提供について（依頼）

下記の児童について、臓器の移植に関する法律に基づく臓器提供を検討しています。ついては、児童虐待が行われていた疑いの有無の判断に必要ですので、貴児童相談所における当該児童の児童虐待に関する情報等を提供くださるようお願いいたします。

記

1 臓器提供を検討している児童について

氏名	性別	生年月日	住所
	男・女		

2 1の児童の兄弟姉妹について

氏名	性別	生年月日	住所（1と異なる場合のみ記載）
	男・女		
	男・女		
	男・女		
	男・女		

担当：病院名
担当科
氏名
連絡先

別紙様式 2

第 号
年 月 日

臓器を提供しようとする医療施設の長 殿

富山県〇〇児童相談所長 印

児童虐待に係る情報提供について (回答)

平成 年 月 日付けで依頼のあった標記の件について下記のとおり回答します。

記

- 1 〇〇〇〇 (臓器提供を検討している児童名) に係る対応記録について
当所の虐待相談としての対応記録の有無 有 ・ 無
(「有」 の場合の対応期間 年 月 日 ~ 年 月 日)

- 2 当該児童の兄弟姉妹に係る対応記録について

氏名	(1) 当所の虐待相談としての対応記録の有無 (「有」の場合の対応期間)	(2) 不審死並びに乳幼児突然死症候群(疑い)に関する情報の有無
	有 ・ 無 (年 月 日 ~ 年 月 日)	有 ・ 無
	有 ・ 無 (年 月 日 ~ 年 月 日)	有 ・ 無
	有 ・ 無 (年 月 日 ~ 年 月 日)	有 ・ 無
	有 ・ 無 (年 月 日 ~ 年 月 日)	有 ・ 無

- 3 当該児童の家庭における配偶者暴力 (DV) 情報の把握の有無
有 ・ 無
(「有」 の場合の当該情報の把握時期 年 月)

担当：所属
氏名
連絡先